

建設省告示第998号

平成11年3月30日

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和45年法律第49号)第15条第2項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施行の指針(平成4年建設省告示第451号)の全てを改正したので、告示する。

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施行指針

1 目的

この指針は、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準(平成11年通商産業省・建設省告示第2号)(以下「判断基準」という。)の1の(2)のイの(イ)から(ハ)まで及び2から7までの規定に準拠して、住宅の設計及び施行に関する指針を定め、住宅についてのエネルギーの使用の合理化に関する措置の適確を確保することを目的とする。

2 断熱構造とする部分

屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。)又はその直下の天井、外気等(外気又は外気に通じる床裏小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。)に接する天井、壁、床(地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆つたもの又は床裏が外気に通じないもの(以下「土間床等」という。)を除く。以下同じ。)及び開口部並びに外周が外気等に接する土間床等については、地域の区分(判定基準別表第1に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。)に応じて、断熱、日射遮断、結露防止及び気密のための措置を講じた構造(以下「断熱構造」という。)とすること。

ただし、次の(1)～(2)までのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りではない。

- (1)居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
- (2)外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
- (3)断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの

3 躯体の断熱性能等に関する基準

躯体(屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。)又はその直下の天井、外気等に接する天井、壁及び床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。以下同じ。)を2に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次に定める基準によること。

イ 熱貫流率の基準

鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。)の住宅にあっては、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)となる部分を除いた熱貫流率が、その他の慈雨托にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施行法、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

住宅の種類	断熱材の 施工法	部 位	熱貫流率の基準値						
			地域の区分						
			I	II	III	IV	V	VI	
鉄筋コンクリート造 等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	0.27	0.35	0.37	0.37	0.37	0.37	
		壁	0.39	0.49	0.75	0.75	0.75	1.59	
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	—
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	—
		土間床等 の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58	—
			その他の部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83	—
	外断熱工法	屋根又は天井	0.32	0.41	0.43	0.43	0.43	0.43	
		壁	0.49	0.58	0.86	0.86	0.86	1.76	
		床	外気に接する部分	0.38	0.46	0.54	0.54	0.54	—
			その他の部分	—	—	—	—	—	—
		土間床等 の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58	—
			その他の部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83	—
その他住宅	屋根又は天井	0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24		
	壁	0.35	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53		
	床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34	0.34	—	
		その他の部分	0.34	0.34	0.48	0.48	0.48	—	
	土間床等 の外周	外気に接する部分	0.37	0.37	0.53	0.53	0.53	—	
		その他の部分	0.53	0.53	0.76	0.76	0.76	—	

1 「熱貫流率」とは、土間床等の外周以外の部位にあっては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいい、土間床等の外周にあっては、内外の温度差1度の場合において1メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等の熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。以下同じ